

第五次茨城県L P ガス料金負担軽減事業支援金

募 集 要 領

令和 8 年 8 月 1 8 日

第 1 版

茨城県防災・危機管理部消防安全課

< 目 次 >

1	はじめに	1
2	支援金の申請にあたって	1
3	支援金の概要	
(1)	目 的	2
(2)	概 要	2
(3)	主な手続の流れ	4
4	支援金の交付申請手続	
(1)	交付申請	5
(2)	交付額の通知	6
5	交付決定後の手続	
(1)	申請の取下げ	6
(2)	変更等申請書	6
(3)	実績報告書兼請求書	7
(4)	支援金の支払	7
6	支援金の交付条件	8
7	作成例	
(1)	値引き額の明示	9
(2)	支援（値引き）を行った対象消費者一覧	10
8	記載例	
(1)	交付申請書	11
(2)	実績報告書兼請求書	12

1 はじめに

本要領（以下「要領」という。）は、「第五次茨城県L Pガス料金負担軽減事業支援金交付要項」（以下「要項」という。）を補完するため作成するものです。

2 支援金の申請にあたって

茨城県L Pガス料金負担軽減事業支援金は、公的な資金である国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、県としては適正な執行を行うとともに、不正行為については厳正に対処いたします。

本支援金の交付を申請される方や交付を受ける方は、要項及び要領を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、支援金に係る手続きを適正に行ってくださいますようお願いいたします。

- （１）本事業は、L Pガス料金の上昇により影響を受ける県内の液化石油ガス法第２条第２項に規定する一般消費者等（以下「対象消費者」という。）の負担の軽減を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （２）支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （３）事務局から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、交付決定の取消などを行う場合があります。
- （４）本支援金の交付決定を通知する前において、値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等が提出されないと、支援金は交付されません。
- （５）本事業の関係書類は事業終了後５年間（令和１３年度末まで）保存しなければなりません。また、県や事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- （６）偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、支援金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- （７）調査の結果、不正行為が認められたときは、当該支援金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済みの支援金のうち取り消し対象となった額に加算金（年率１０．９５％）を加えた額を返還していただきます。
- （８）要領、要項に記載のない細部については、事務局からの指示に従うものとします。

3 支援金の概要

(1) 目 的

茨城県内の 6 割以上、約 80 万世帯等で使用している L P ガスについて、その料金が上昇していることを受け、対象消費者の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概 要

ア 支援事業

茨城県内において令和 8 年（2026 年）7 月から 9 月の間に L P ガスの供給を受けている県内の一般消費者等を対象に、同年 8 月使用分（9 月検針）、9 月使用分（10 月検針）又は 10 月使用分（11 月検針）のいずれかにおいて、1 回 700 円の値引きを行った L P ガス販売事業者に対し、その値引き原資等を支援します。

【対象消費者】

①県内で L P ガスを利用する液化石油ガス法第 2 条第 2 項で規定される一般消費者等（※）であり、令和 8 年（2026 年）7 月から 9 月の間に体積販売で供給されている者。

※液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者

※液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者

→暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者（会社事務所における冷暖房使用、飲食業 等）

→液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者（旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、医療保健業 等）

②次の場合は支援の対象外です。

・ 国や自治体の施設等の利用の場合

・ 質量販売で供給している場合

・ 対象消費者が休止状態の場合

・ 基本料金＋従量料金の合計が税抜 700 円未満の場合

・ 令和 8 年（2026 年）10 月 1 日以降に県内で新たに L P ガス供給が開始された一般消費者等である場合

(同年7月から9月までの使用分を支援する目的であるため)

イ 支援対象者

支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

《支援対象者の要件》

- ① LPガスの販売事業者であること※1
- ② 令和8年（2026年）7月から9月の間にLPガスの供給を受けている県内の対象消費者に対して値引きを行い、値引きの事実を明示できること※2
- ③ 令和8年（2026年）8月使用分（9月検針）、9月使用分（10月検針）又は10月使用分（11月検針）のいずれかにおいて値引きが実施できること
- ④ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること
- ⑤ その他、別紙「誓約事項等同意書」に該当すること

※1 液化石油ガス法3条第1項の登録を受けた者及びガス事業法の登録を受けたものであって、一般消費者等にLPガスを販売する者をいう。

※2 検針票や別紙等における本事業による値引き額

ウ 支援対象経費

支援内容	支援金の額
値引き原資	700円×対象消費者数（各対象消費者1回のみ）
支援事業実施のための経費	100円×対象消費者数 （下限額1万円、上限額10万円）

《税抜き5,000円、税込み5,500円の場合の例》

- ① 税抜き額から値引きする場合

5,000円（元値）－700円（値引き）＝4,300円

消費税 430円

利用対象消費者への請求額 4,730円

- ② 税込み額から値引きする場合

5,000円（元値）＋500円（消費税）－770円（値引き）＝4,730円

利用対象消費者への請求額 4,730円

※必ず税抜き額から 700 円の値引き又は税込み額から 770 円の値引きを行ってください。守られないと支援金額が少なくなる場合があります。

エ 値引きの実施

(ア) 実施期間及び回数

令和 8 年（2026 年）7 月から 9 月の間に L P ガスの供給を受けている県内の一般消費者等に対して、令和 8 年 8 月使用分（9 月検針）、9 月使用分（10 月検針）又は 10 月使用分（11 月検針）のいずれかで、各対象消費者 1 回の実施とします。

《実施例》

- ・ 8 月 = 8/7～9/7 使用、9/7 検針
 - ・ 9 月 = 9/7～10/7 使用、10/7 検針
 - ・ 10 月 = 10/7～11/7 使用、11/7 検針
- いづれかで各対象消費者
700 円の値引き

※検針日は事業者により異なります

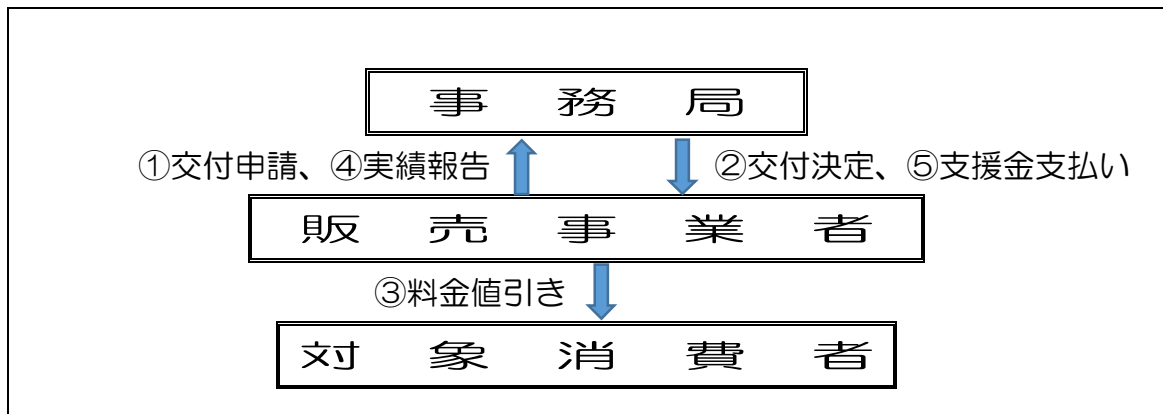
(イ) 値引き額の明示

L P ガス料金の値引きを実施した際は、対象消費者に対して、検針票や別紙等に、次の内容を記載する必要があります。

《記載例》

- ・「茨城県の支援で、700 円値引き（各対象消費者 1 回のみ）されています。」

(3) 主な手続きの流れ



4 支援金の交付申請手続

(1) 支援金の交付申請

ア 申請受付期間

令和8年(2026年)8月20日(木)～10月31日(土)

申請は、締切りを待たず随時審査を行い交付通知いたします。

イ 交付申請の提出書類

交付申請書(様式1)に次の書類を添付(以下「申請書等」という。)し、1部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	別紙 誓約事項等同意書	
2	その他必要書類	(事務局から指示があった場合)

《注意事項》

- ・ 必ず、値引き実施前に交付申請書を提出してください。本支援金の交付額通知を受ける前に値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。
- ・ 提出書類は返却しませんので、申請書等の控え(写し)を保管してください。
- ・ 事務局から申請内容の確認の連絡や追加書類の提出指示等があった場合は、速やかに対応ください。
- ・ 審査状況についてのお問合せには回答できませんので、ご了承ください。

ウ 提出方法

申請は県ホームページの書類をダウンロード等し、電子メール又は郵送・持参によりご提出ください。

<提出先>

メール：^{エル}ibaraki^{エル}lp-shien@his-world.com

住 所：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

茨城県LPガス料金負担軽減支援事務局(LP支援事務局)

(2) 交付額の通知

交付申請書が要項及び要領の要件を満たしているか審査し、適当と認められる場合は、支援金の「交付額通知書」(様式2)を送付します。

交付額通知を受けた者(以下「支援事業者」という。)は、通知に記載された交付の条件に従い、支援事業を実施してください。

申請内容が適当でないと判断した場合は、交付できない旨を別途通知します。

※ 交付額通知の前に、値引きを実施した場合は、支援金の対象となりませんのでご注意ください。

5 交付決定後の手続

(1) 申請の取下げ

ア 提出が必要な場合

支援金の交付申請を取り下げようとする場合

イ 提出期限

交付決定の日から10日以内

ウ 提出書類

取下書(様式3)を1部提出してください。

(2) 変更等申請書

ア 提出が必要な場合

支援事業の実施中に交付申請内容を変更、中止、廃止しようとする場合

※申請対象消費者数が減少する場合は提出不要です。

イ 提出期限

速やかに事務局へ報告の上、指示に従い提出してください。

ウ 提出書類

(ア) 変更の場合

変更等申請書(様式4)及び事業内容の変更の内容が確認できる書類、及び交付申請から変更となる添付書類を1部提出してください。

(イ) 中止又は廃止の場合

変更等申請書(様式4)及び事業内容の中止又は廃止の内容が確認できる書類を1部提出してください。

(3) 実績報告書兼請求書

ア 提出期限

事業完了(値引き実施)後、30日以内に実績報告書兼請求書を提出してください。

イ 実績報告書兼請求書の提出

実績報告書兼請求書(様式5)に次の書類を添付し(以下「報告書等」という。)を1部提出してください。

	添付書類の名称	備考
1	支援(値引き)を行った対象消費者一覧※	＜記載内容＞ ①市町村名 ②対象消費者数 ③値引き実施月(検針月等)
2	その他必要書類	(事務局から指示があった場合)

※ 後日、証拠書類を確認させていただく場合がございますので、対象消費者単位で値引きを実施したことが分かる資料(戸別の値引き状況を確認できる一覧表、検針票、値引き額を明示した別紙等)は、必ず事業所で作成の上、5年以上は保管するようお願いいたします。

※ 実績報告書兼請求書提出後に、事務局が無作為に選んだ対象消費者(3件程度)について、値引きの事実が確認できるもの(検針票、値引き額を明示した別紙等)を提出していただきます。

＜提出先＞

メール：ibaraki^{エル}lp-shien@his-world^{エル}.com

住 所：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

茨城県LPガス料金負担軽減支援事務局(LP支援事務局)

(4) 支援金の支払

実績報告書兼請求書が交付額通知書や要項及び要領の要件を満たしているか審査し、報告内容が適当と認められる場合は、「交付通知書」(様式6)を送付します。

また、適正な実績報告と認めた期日から30日以内に指定された口座へ支援金を振り込みます。

6 支援金の交付条件

- (1) 事業者は支援事業の経費について帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておいてください。
- (2) 県及び事務局は必要に応じて事業者から報告を求めることができ、その報告に対して調査することがあります。
- (3) 事務局は事業者が要項の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (4) 事業者は前3項により支援金の交付決定が取り消された場合は、事務局が指定する期日までに遅滞なく支援金を返還しなければなりません。
- (5) 事業者は支援事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

7 作成例

(1) 値引き額の明示

《値引きの明示例》 ※切り分けて検針票に添付

今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日 （事業者名）	今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日
今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日	今回検針分のＬＰガス料金について、 茨城県の支援で７００円が値引き（各世帯 １回のみ）されています。 年 月 日

(2) 支援（値引き）を行った対象消費者一覧

支援（値引き）を行った対象消費者一覧

記載例

（支援事業者）

法人名あるいは氏名 茨城エルピーガス株式会社

提出前に以下をご確認ください。

☒ 税抜き額から700円の値引き又は税込み額から770円の値引きをしているか

☒ 県内の液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等から値引きしているか

※高圧ガス保安法が適用される消費者（工業用等）は対象外です。

※その他募集要領やQAでも各種条件をご確認ください。

※実績報告後、事務局が無作為に選んだ対象消費者（3件程度）について、値引きの事実が確認できるもの（検計票、値引き額を明示した別紙 等）を提出していただきます。

対象世帯数計	請求額（税抜き）
500	400,000円

※下記の表に対象消費者数を入力すると、請求額が自動で計算されます。

No	①	②	③
	市町村名	対象消費者数	値引き実施月 (検計月等)
(記載例)	水戸市	100	9月
	土浦市	50	10月
1	水戸市	400	●月
2	つくば市	50	●月
3	笠間市	50	●月
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

8 記載例

(1) 交付申請書

様式1 (第4条関係)

記載例

令和8年 ●月 ●日

茨城県知事 殿

申請者 住所 〒●●●●-●●●●
茨城県水戸市〇〇〇-〇〇〇
法人名 茨城エルピーガス株式会社
役職名 代表取締役
氏名 茨城 一郎

「法人名」、「役職名」がない場合は「なし」と記入してください

第五次茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付申請書

第五次茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金の交付を受けたいので、第五次茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要項第4条により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。

販売事業者登録番号	実績報告数が申請数よりも増えると、変更届の提出が必要となります。余裕をもって申請してください	08B0000
支援（値引き）対象世帯数		500 世帯
支援事業の開始及び完了予定日 ※	令和8年 ●月 ●日 ~ 令和8年 ●月 ●日	

※8月使用（9月検針）分、9月使用（10月検針）分、又は10月使用（11月検針）分の値引きの開始及び完了予定日を記載してください。

※「交付額通知書」が届いてから値引きを実施してください。

申請後、交付額通知書が届くまで、2週間程度かかるため、開始日は申請日の2週間以降で記入してください

<担当者連絡先>

下記の□のいずれかに☑を記入してください。

- ☐ ①前回事業と同じ連絡先である
☒ ②前回事業の連絡先から変更する
☐ ③連絡先を登録する(前回事業に参加していない)

※②③を選択した場合、以下連絡先欄を記入してください。

※前回事業に参加し、①②どちらにも☑がない場合、①を選択されたものとみなします。

住所	〒●●●●-●●●● 茨城県水戸市〇〇〇-〇〇〇		
所属	茨城エルピーガス株式会社	氏名	常陸 二郎
電話	029-●●●●-●●●●	FAX	029-●●●●-●●●●
E-mail	●●●●@●●●●●●●●		

※「所属」、「FAX」、「E-mail」がない場合は、「なし」と記入してください。

<事務局記入欄> ※申請者は記入しないでください。

受付日	交付決定額

(2) 実績報告書兼請求書

様式5（第9条関係）

記載例

令和8年 ●月 ●日

茨城県知事 殿

(支援事業者)

住所 〒●●●-●●●●

茨城県水戸市〇〇〇-〇〇〇

法人名 茨城エルピーガス株式会社

役職名 代表取締役

氏名 茨城 一郎

交付額通知書に記載されている日付を記入してください

「法人名」、「役職名」がない場合は「なし」と記入してください

二次茨城県LPガス料金負担軽減事業支援金実績報告書兼請求書

令和8年 ●月 ●日付
ガス料金負担軽減事業支援金

実際に値引き（検針等）を開始・完了した日付を記入してください。開始日は交付決定日以降としてください

県LP

支援事業の開始及び完了日	令和8年 ●月 ●日 ~ 令和8年 ●月 ●日
交付決定額	金 450,000 円
請求額	金 450,000 円

交付決定額は、交付通知書に記載の金額を記入してください

「支援（値引き）を行った対象世帯数一覧」の「請求額（税抜き）」の金額を記入してください

<振込先>

下記の□のいずれかに☑を記入してください。

- ☐ ①前回事業と同じ振込先である
☒ ②前回事業の振込先から変更する
☐ ③振込先を登録する(前回事業に参加していない)

※①を選択した場合、振込先の記入及び通帳の写しの添付は不要。②③を選択した場合、以下振込先欄を記入し、通帳のコピー等を添付してください。

※前回事業に参加し、①・②どちらにも☑がない場合、①を選択されたものとみなします。

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
〇〇	△△	0 1 2 3	0 1 2	☒ 普通 ☐ 当座	0 1 2 3 4 5 6
口座名義（カタカナ）	イバラキエルピーガスカブシキガイシャ				
口座名義	茨城エルピーガス株式会社				

すべてカタカナで記入してください。
小文字「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」は使用しないでください

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種目は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 口座名義（カタカナ）を確認するので、通帳のコピー（表紙をめくった見開きページ全体）、あるいは当座勘定入金帳などのコピーを添付してください。ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを添付してください。

《事務局記入欄》 ※申請者は記入しないでください。

受付日	交付確定額

【お問合せ先、申請書類の提出先】

茨城県 LP ガス料金負担軽減支援事務局（LP 支援事務局）

※平日 9 時から 17 時まで

住 所：〒260-0031

千葉県千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階

電 話：050-1751-3077

メール：ibarakilp-shien@his-world.com